

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 12 月 3 日

「アフリカ地域新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 11 月 11 日/公示番号:20a00464)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P13 第 2 章特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項の 2)	「技術協力を提案する場合は、過去及び既存案件の協力アセットの活用可能性を念頭に整理する」とありますが、既存の技術協力案件で既に消耗品等の資機材を供与した案件もあると存じます。迅速かつ円滑な機材供与を目指し、現在実施中の技術協力の枠組みの中で、消耗品以外の機材調達を提案するという選択肢も可能性としてはあるのでしょうか。	技術協力の枠組みでの機材調達も選択肢の一つとして検討しています。
2	P13 第 2 章特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項の 3)	「以下の国については実施済・実施中案件リストに掲載されていない(過去に JICA による支援実績のない)既存医療施設に対する支援を検討しており、本調査で詳細を確認する」とありますが、具体的に、施設案件または機材案件か、どのようなスキームによるどのような支援内容かご教示願います。 ・ギニア：コナクリ市郊外 ・ガーナ：2022 年から開始予定の技術協力プロジェクトのプロジェクトサイト ・マラウイ：リロングウェ市	現時点では以下のとおりです。ただしいずれも可能性として検討している段階であり、今後、在外拠点を通じてより具体的なニーズを確認する予定です。 ・ギニア：コナクリ市郊外の既存病院施設 ・ガーナ：アクラ市、アシャンティ州、ノーザン州、イースタン州の既存病院(施設/機材のいずれかは未定) ・マラウイ：リロングウェ市内の既存病院施設/機材のいずれかは未定)

3	<p>P15 第2章特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項の9)</p>	<p>先行する調査案件について3件の記載があります。 それぞれの案件で調査内容が一部重複します。効率的な調査を行うため、また、先方の関係機関が同じ質問内容に返答する負担を軽減させるために、先行案件で得られた聞き取り結果を事前に共有して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>本調査開始時点で共有可能な情報を提供する予定です。また、本調査開始後も関係調査の進捗に応じ適宜情報共有いたします。</p>
4	<p>P16 第2章特記仕様書案 4. 調査の内容 【第一次現地調査(機材)】</p>	<p>第一次現地調査が4月上旬～6月下旬の3カ月(12週)で11か国を対象とするとあります。1か国あたり約1週間とし、休日や移動を土日に充て、月曜～金曜日が1か国あたりの調査期間となります。貴機構在外拠点、保健省、大使館への説明と協議も行うことになっておりますので、対象施設の現況調査や関係医療機関、他ドナーへのヒアリングにかけられる期間は実質3日程度となります。(6)～(8)の情報をこの期間に集中的に調査するという認識に誤りはございませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、関係機関へのヒアリング等、現地渡航とは別に行うことを想定される場合にはプロポーザルで提案願います。</p>
5	<p>P18 第2章特記仕様書案 4. 調査の内容 【第二次現地調査(機材)】</p>	<p>調査内容の一つに「概算事業費の積算」とありますが、この積算はどの程度のレベルが求められているのでしょうか。協力準備調査案件で行われる「協力準備調査設計・積算マニュアル」をもとにした積算(貴機構積算審査室による確認)が求められているのでしょうか。</p>	<p>当機構設計・積算審査室による確認は予定していません。無償資金協力を想定する場合は、原則として本調査の後に協力準備調査を別途実施する予定ですので、幅を持った億単位の概算で構いません。</p>

6	<p>P23 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1.プロポーザルに記載されるべき事項 (2)1)業務実施の基本方針</p>	<p>「現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務や、現地への渡航の制約から遠隔に切り替えた場合に現地リソースを活用した業務実施方法等について提案があればプロポーザルに記載ください。」とございます。日本人専門家が現地に派遣できない場合、現地リソースを備上する費用は、計上可能でしょうか。計上が可能である場合、本見積と別見積とどちらに含めるべきでしょうか。</p>	<p>制限ページ数外とした提案については、見積り、別見積り、どちらへも計上は不要です。</p>
7	<p>その他</p>	<p>本案件は、1回の現地派遣で多数の国を横断的に調査することになります。平時の場合でも、計画的に査証や面会予約等、円滑な事務手続きと調整が必要になりますが、今回は新型コロナウイルスの影響で、先方政府の受入れ状況がなかなか読みづらい状況が続きます。 各国への入国時の隔離の有無、査証手配、病院や保健省関係者への面会予約、質問票の事前送付など、円滑な調査実施の為に、貴機構在外事務所の支援が不可欠であると考えております。お忙しいところ恐縮ですが、上記のご支援について前向きにご検討いただきたく宜しくお願い致します。</p>	<p>在外拠点を通じて可能な限り支援させていただく予定です。</p>
		<p>以上、11月20日回答</p>	
8	<p>P12 企画競争説明書</p>	<p>「医療機施設及び医療機材の整備」とあります。医療施設と医療機材の複合案件の形成は</p>	<p>可能です。</p>

	2.調査の目的と範囲	可能でしょうか。	
9	P13 企画競争説明書 3)	「現時点でレビュー候補となる案件及びその協力サイトをリストに中で示している」と記載がされています。リストに○がついている案件には現在、入札準備中、建設工事中、建設工事中断中などの案件も含まれています。このように現在進行中の案件について、どのような検討を行うことになりますでしょうか。	レビューは無償資金協力等による案件形成のためだけではなく対象国の保健プログラム・協カシナリオの振り返りや見直しのためのプロセスでもあるため、一部実施中案件も含めています。これらの案件の実施状況や位置づけも踏まえ保健プログラム・協カシナリオを検討する予定です。
10	P13 企画競争説明書 5)	2020年2月から第一次国内調査が始まり、2020年4月から第一次現地調査になります。保健省や病院の決定権がある方々の面会予約には1か月以上かかると想定され、民間からの連絡ではさらに時間がかかります。面会予約は便宜供与のなかに含まれているのでしょうか。	国内調査は2021年2月、現地調査は2021年4月を想定しています。関係機関との面談に係る設定については、受注者によりして頂きますが、必要に応じて当該国の JICA 在外拠点から連絡先の共有等の支援を受けられるものとします。
11	P14 企画競争説明書 6)	「施設の新設は予算・人員等を新たに確保する必要が生じることから、増設を優先的に検討する。」とありますが、増設の定義について、改めて教えてください。様々な解釈ができると思いますが、既存棟の部屋を横あるいは上に追加することと理解しておりますが、その他考えられる「増設」の定義がございましたら、ご教示ください。	ここでは既存施設の敷地内あるいは別の敷地において追加的な施設を建設することを「増設」としています。増設の場合も追加の予算・人員は必要となりますが、既存の組織に対するものであることから、一から新しい病院・研究施設等を建設する「新設」と比較すると、比較的難易度が低いとの考えです。なお、既存施設の横あるいは上に部屋を追加することは「改修」として定義しています。

12	P16 企画競争説明書 (3)各国における保健医療協力の 方向性	「中期的目標」とありますが、中期的とは5 年ほどで交換公文の締結の実施を目途とする ことになりそうですでしょうか。	本調査で見直す保健プログラムのスパンは 5～ 10 年程度と考えています。
13	P16 企画競争説明書 (3)各国における保健医療協力の 方向性	「医療機材整備を中心とする協力」の規模は、 対象国により3億円から5億円程度になりま すでしょうか。	現時点では特に限定していません。
14	P17 企画競争説明書 (9)協力パッケージ案の提案・協 議	「第二次現地調査の必要性が高い案件の絞込 み（5か国・各1案件）」を「JICA在外拠点、 保健省、大使館との協議」とあります。対象 施設、対象部門、対象機材等について協議し た内容を議事録等にまとめて、保健省から署 名を取得することが必要になりますでしょうか。	署名の取得は不要です。
15	P22 企画競争説明書	増設する医療施設の規模についてお聞きいた します。現地企業活用型ですと3億円程度にな りますでしょうか。	規模について、現時点では特に限定していま せん。無償資金協力の案件を形成する場合にど のサブスキームで実施するかについては協力内 容等を踏まえ決定する予定です。
16	P24 企画競争説明書 2)業務従事者の構成案	遠隔医療1と遠隔医療2の業務従事者の業務 は、遠隔医療を用いた診断・治療の協力を形 成することになりますでしょうか。	遠隔医療を用いた診断・治療に関する単体の案 件形成というよりは、それらの要素を含む機材案 件／施設案件の形成や、機材案件／施設案件 に付随する技術協力の提案を想定しています。 (それ以外の提案を妨げるものではありません。)
17	P.13 3.調査実施上の留意事項、4))お よび 5)	調査団を施設チームと機材チームに分けて11カ 国ずつ分担して現地調査を実施するとのこと ですが、22カ国は全て訪問するという理解でよろし	コロナの影響で現地渡航ができない場合を除き、 原則として 22 か国すべて現地調査を行う想定 です。また、2 チームの間で渡航する国は分担し、

		<p>いでしょうか。</p> <p>また、各国は施設チームで周る国、機材チームで周る国のどちらかに分類をし、重複はしないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>重複はしない想定です。</p>
18	<p>P.13 3.調査実施上の留意事項、4)および5)</p> <p>P.26 5.見積作成にかかる留意事項 4)旅費(航空賃のみ、日当・宿泊は含まない)</p>	<p>旅費(航空賃のみ、日当・宿泊は含まない)は定額を別見積もりで計上することとなっていますが、そこに現地国内線の航空賃は含まれないという理解で良いでしょうか。</p> <p>また現地調査について、国内線(空路)を使った地方調査は想定していますでしょうか。</p> <p>想定している場合はその路線をご提示ください。</p>	<p>現時点では具体的なサイトが確定しておらず、路線の提示はできません。国内線の航空賃も含む想定で、以下を別見積りとして計上ください。</p> <p>一般業務費(旅費・交通費): 3300千円 第一次調査: 1,200千円 第二次調査(機材): 600千円 第二次調査(施設): 1,500千円</p>
19	<p>P.13 3.調査実施上の留意事項、4)および5)</p> <p>P.26 5.見積作成にかかる留意事項、【その他留意事項】(2)</p>	<p>調査団を施設チームと機材チームに分けてそれぞれ11カ国ずつ現地調査を実施し、さらに機材チームは5カ国の第二次現地調査を実施することを想定していると理解しており、またコートジボワールでの宿泊料については、一律15,500円/泊(税抜き)となっております。</p> <p>コートジボワールに第一次現地調査で何日滞在するのか、また、機材チームの第二次現地調査対象の5カ国になるか否かによって、宿泊日数が変動することになりますが、見積作成に当たって、コートジボワールで想定すべき宿泊数をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>コートジボワールでの宿泊数は、第一次現地調査に加え、第二次現地調査にもコートジボワールが含まれると仮定して、一人あたり計14泊としてください。</p>
20	<p>p.16 4.調査の内容 (3)各国における保健医療協力の</p>	<p>第一次国内作業において、現地調査の対象施設を絞り込むことになっておりますが、国によって車両費が変動すると思われます。各国の想定</p>	<p>一般業務費(車両関連費)として、全調査期間の総額として7,681千円の定額を別見積りで計上してください。</p>

	方向性(中長期目標、協力シナリオ)のレビュー	すべき車両借り上げ日数をご提示いただけますでしょうか。	
21	p.18 【第二次現地調査(機材)】	調査内容に「概算事業費の積算」が含まれていますが、積算団員がいないことから、「協力準備調査設計・積算マニュアル 2019年10月」に基づいた機材の積算は行わないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。No.5 の回答もあわせてご確認ください。
22	P26 5.見積作成にかかる留意事項、 【その他留意事項】(1)	「本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。」とありますが、対象国以外の現地業務、国内作業を含め全体として上限額が加算されるという理解でよろしいでしょうか。	全体について、上限額の加算は行わず計上ください。契約を締結後、対象国が確定してから上限額の加算の対応をします。
		以上、11月24日回答	
23	p12 2. 調査の目的と範囲「対象国は以下の22カ国」 p16 (3)「第一次現地調査対象は医療機材整備を中心とする協力が想定される国とし、数は全体の半数11カ国」を想定」 p18 (14)「調査対象国(11カ国想定)」	22カ国を機材整備中心とする11カ国、施設整備を中心とする11カ国の2グループに絞りこむ際に、その国の重複は認められるのでしょうか。また、結果として、対象国22カ国のうち現地調査を行わない国が生じることも認めていただけるのでしょうか。	施設・機材の複合案件の形成は可能です。コロナの影響で渡航できない場合を除き、原則としてすべての対象国にて現地調査を行う想定です。

24	p13 現地調査スケジュール	現地調査スケジュールの事例が記載されています。このパターンでは3カ月で11カ国の調査を行うとされています。特に西アフリカ地域では日本出発前にビザの取得が要求され、その取得に1週間かかる国が多くあります。単純に計算すると11カ国のビザを取得するのに11週間、5カ国のビザに取得に5週間かかります。ビザに必要な招聘状はJICA現地事務所から手配いただけるのでしょうか。またこの期間(例えば11週間)を短縮する手配は可能なのでしょうか。	招聘状の準備は手配可能です。ビザ取得期間の短縮は、可能な範囲でご支援いたしますが、お約束は難しい点ご了承ください。
25	P16 (3)「JICA 保健医療協力の中期的目標」	具体的には、最新の「事業展開計画」の保健医療分野の協力プログラムを指すとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	P21 ファイナルレポート目次案	〈第二部〉の記載について、対象22カ国のうち現地調査を行わなかった国は、国内調査で調査した内容のみ記載するのでしょうか。	コロナの影響で渡航できない場合を除き、原則としてすべての対象国にて現地調査を行う想定です。
27	p22 ファイナルレポート目次案	〈医療機材調達の場合〉において③医療機材の仕様、④概算事業費、⑧免税手続き等の先方負担事項、⑨保守契約附帯の要否、⑩ソフトコンポーネントの要否及び内容、の記載が指示されています。これらの項目内容は無償資金協力準備調査同様の精度と内容が求められるのでしょうか。またこの記載事項に対して審査室の審査は行われるのでしょうか。	当機構設計・積算審査室による確認は予定していません。無償資金協力を想定する場合は、原則として本調査の後に協力準備調査を別途実施する予定ですので、協力準備調査の基礎情報となるレベル(概算事業費であれば億単位の概算)を想定しています。
		以上、11月25日回答	

28	P13 3.調査実施上の留意事項 (1) 調査の基本方針 2)	「機材調達を検討する際には、外務省が COVID-19 対策支援として実施している「経済社会開発計画」との役割分担、相乗効果に留意する。」とありますが、対象 22 カ国における「経済社会開発計画」での供与機材リスト等をご提示いただけますでしょうか。	JICA で入手できた情報については、後日、受注者に共有させていただく予定です。
29	P13 3.調査実施上の留意事項 (1) 調査の基本方針 3)	「ただし、以下の国については実施済・実施中案件リストに掲載されていない(過去に JICA による支援実績のない)既存医療施設に対する支援を検討しており、本調査で詳細を確認する。協力サイト(候補)は以下のとおり。」とありますが、既存医療施設の名称・所在地等の情報をご提示いただけますでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
30	P15 3.調査実施上の留意事項 (1) 調査の基本方針 10)	「現時点では 2021 年 4 月以降の現地渡航を想定しているが、COVID-19 の影響で現地渡航時期が遅れる対象国がある場合は、発注者と協議の上、渡航時期に応じ 一部業務の国内作業への振替やローカルコンサルタントを活用した遠隔調査等を検討する。」とありますが、現地渡航時期が遅れ、ローカルコンサルタントを活用することになった場合、契約変更にて特殊備人費や再委託費を追加していただけるという理解(本提案の見積書には計上しない)でよろしいでしょうか。	プロポーザル及び見積書は、企画競争説明書の記載に基づき作成下さい。コロナ禍の影響により現地渡航が当初予定から延期になる場合、現地への渡航の制約から遠隔に切り替えた場合については、制限ページ数外での提案とし、見積書にも計上しません。
31	P18 第 2 章特記仕様書案	「協力案の保健省への説明、協議」の際の資料が必要だと考えています。仏文、葡文に翻訳する費用の計上は可能でしょうか。	可能です。

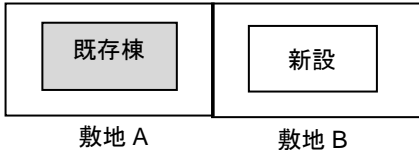
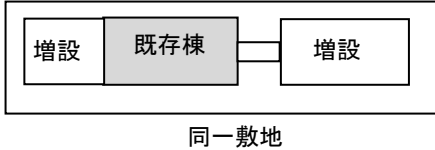
32	P18 第2章特記仕様書案	<p>「新設、増設、改修」とありますが、「新築、増築、改築」になりますでしょうか。</p> <p>新築は建物がなかった土地に新たに建物をつくることと考えています。病院の敷地内に新たな建物をつくり、同じ敷地内で建物の床面積を増やすことが増築であり、床面積を変えずに間取りの変更など、構造部分に工事範囲が及ぶことを改築と考えています。貴機構の考える「新設、増設、改修」の定義について、詳細をご教示ください。</p>	<p>ご理解のとおりです。No.11の回答もあわせてご参照ください。</p>
33	P22 第2章特記仕様書案	<p>「概略施設規模」を示すために、配置図、各階の平面図、屋上平面図、地下平面図、立面図、断面図などが必要と理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>本調査においては延床面積及び階数の情報が把握できれば支障ありません。調査にて図面を入手した場合は収集資料として提出願います。</p>
34	P22 第2章特記仕様書案	<p>「医療機材の仕様」とありますが、メーカー3社のカタログを参照し機材比較を行った上で、英文と和文で仕様書を作成するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>カタログの比較及び仕様書の作成は不要です。報告書には仕様の概要を記載ください。</p>
35	P22 第2章特記仕様書案	<p>「概算事業費」は、機材費本体について国内定価を基準とした価格でよろしいでしょうか。消耗品、スペアパーツを考慮することは必要でしょうか。</p>	<p>国内定価を基準とした価格でかまいません。消耗品、スペアパーツの値段の考慮は必要ありません。</p>
36	P22 第2章特記仕様書案	<p>保守契約附帯、ソフトコンポーネントの内容を確認するにあたり、事業実施工程表を作成することが必要であると理解しております。事業実施工程表の作成も求められるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

37	11月20日付けの質問の回答	通番号2で、3か国の既存病院がありますが、主に施設案件を調査するチームにおいて内容を確認することでよろしいでしょうか。	No.2の回答に記載のとおり、ガーナ、マラウイについては施設案件／機材案件となるかは未定です。
		以上、11月27日回答	
38	第2章特記仕様書案 1. 調査の背景	「本調査においては対象国における保健医療協力を COVID-19 の影響を踏まえてレビューした上で、主に実施中および過去に協力した保健医療分野の事業の成果拡大を目的とした協力パッケージを取りまとめることとする。」とあります。実施中および過去の案件を調査対象とするという理解でおりますので、新規案件については対象としない（提案しない）ということで宜しいでしょうか。	実施中および過去の事業を発展させるものや効果を高めるものであれば新規案件も対象となります。
39	第2章特記仕様書案 【第二次現地調査(施設)】 17,18 ページ	「(14) 施設案件を想定した国を中心に調査するチーム(以下「施設チーム」という。)が調査対象国(11 か国想定)それぞれについて、第一次現地調査の(5)、(6)、(8)、と同様の調査を行う。(7)については以下の内容に読み替える。」とあります。 「施設チーム」は、第一次現地調査の「(9) 協力パッケージ案の提案・協議」(下記2点)については実施しないという理解で宜しいでしょうか。 ・協力パッケージ案の検討及び具体化(期待される成果、協力内容、金額規模、スキーム	【第二次現地調査(施設)】に以下を追加します。 ・協力パッケージ案の検討及び具体化(期待される成果、協力内容、金額規模、スキーム等) ・JICA 在外拠点、保健省、大使館との協議

		等) ・ JICA 在外拠点、保健省、大使館との協議	
40	第 2 章特記仕様書案 21-22 ページ	「概算事業費」についてお尋ねします。ファイナルレポートの目次案に、＜医療機材調達の場合＞「概算事業費」を含める想定となっておりますが、＜施設の増設・新設・改修の場合＞に「概算事業費」がありません。施設は概算事業費を含めないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、目次案にあるとおり、協力パッケージの大まかな金額規模については記載願います。
41	別添資料「アフリカ地域保健分野 案件リスト(無償資金協力)」より	ルワンダ、カメルーン、エチオピアについては、「国内作業対象(案)」欄に○がついている案件がありません(外務省実施の経済社会開発計画を除く)。 これらの国については、リストの「国内作業対象(案)」欄に○がついていない案件から抽出して調査対象とするということで宜しいでしょうか。	国によってはこれまで協力実績のない医療施設に対する協力を検討する可能性があります。これらの国では、配布したリストを活用し調査対象を検討いただくとともに、業務開始後の関係部署(アフリカ部、人間開発部、事務所)との打ち合わせも踏まえ、調査方針や調査サイトを検討願います。
42	11 月 20 日付回答6 11 月 24 日付回答10 より	第一次および第二次国内作業時に、遠隔で効率的に情報を収集し、短期間の現地調査業務を滞りなく実施するための事前準備とその調整を行うことが必要だと考えております。11 月 24 日付回答 10 からも、面会の予約は基本的にコンサルタントが行うとご回答がありましたので、日本人の入国前に現地で確実な面会の取り付けをフォローできる人材は必要だと考えます。 現地渡航の延期の有無にかかわらず、貴機構として、国内作業中に、現地リソースを活用するこ	企画競争説明書に記載の調査を行うために、国内作業時に現地リソースの活用が必要な場合には、本見積りに計上ください。 なお、質問回答30にも記載しておりますが、プロポーザル及び見積書は、企画競争説明書の記載に基づき作成下さい。コロナ禍の影響により現地渡航が当初予定から延期になる場合、現地への渡航の制約から遠隔に切り替えた場合については、制限ページ数外での提案とし、見積書にも計上しません。

		<p>とは想定されておられますか。(現地リソースを活用するかしないかにより、価格が大きく変動することが想定されるため、可能であれば教えてください)</p> <p>また、これらの予算を計上する場合、本見積または別見積のどちらに計上すべきかご教示ください。</p>	
43	<p>11月20日付回答7 11月24日付回答10 より</p>	<p>コンサルタントが可能な限り事前の調整は行うものの、調査期間も限られ、効率的な調査の実施の為に、貴機構より以下の支援が不可欠であると考えております。下記については、貴機構のご支援をいただけるという理解で宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の連絡先情報の提供 ・相手国政府への調査に関する貴機構からの説明 ・相手国政府への調査実施に関するレター発出 ・(面会予約については貴機構関係者をCCに入れてコンサルがメールベースで実施するが)面会依頼に対して先方から返答が無い場合の貴機構からのフォローアップ ・ビザ招聘状発出(←11月25日付回答24にて確認済み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の連絡先情報の提供 →共有させていただく予定です。 ・相手国政府への調査に関する貴機構からの説明 →本調査を実施することについては予め在外拠点から先方保健省へ説明する予定です。 ・相手国政府への調査実施に関するレター発出 →対応させていただく予定です。 ・(面会予約については貴機構関係者をCCに入れてコンサルがメールベースで実施するが)面会依頼に対して先方から返答が無い場合の貴機構からのフォローアップ →可能な範囲で対応させていただきます。 ・ビザ招聘状発出について →11月25日付回答24にも記載のとおり、可能な範囲で対応させていただきます。

44	P5 第1章7. プロポーザル等の提出、 (2)提出方法、2)見積書	代表者が電子入札システム環境を有しておらず、共同企業体構成員が環境を有している場合、構成員による見積書の提出はご承認いただけますでしょうか。	P6「7. プロポーザル等の提出（3）電子入札システム導入にかかる留意事項」に記載のとおり、プロポーザル提出期限までにご連絡を頂ければ、従来の方等による提出を認める場合もあります。共同企業体代表者が提出できない場合には、構成員のどの社がご提出するか確認が必要のため、この場合についてもご連絡をお願いします。 <該当箇所引用（P6）> ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jpまで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものとJICAが判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方等による提出を認める場合があります。（移行期の暫定的な対応）
45	P14 3. 調査実施上の留意事項（1） 調査の基本方針 3)JICA の保健医療協力における各対象国	重点国、協力対象国、広域カバー国と分けられています。案件形成対象国の優先度と考えてよろしいでしょうか。	案件形成についてはこの位置づけに関わらず検討したいと考えており、この位置づけは企画競争説明書に記載のとおり規模・内容を検討する際に一つの目安とすることを想定しています。
46	P16 4.調査の内容（2）各国の保健医療分野の情報整理及び状況確認	遠隔医療とは、医師と患者が距離を隔てたところでインターネットなどの情報通信技術を用いて診療を行う行為と理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	情報通信技術を用いた診断・治療が主なものとなると考えていますが、それ以外の提案を妨げるものではありません。

<p>47</p>	<p>第2章 特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項 P14 3.(1)6) P18 4.(14)下から3行目</p> <p>11月24日付回答11より</p>	<p>11月24日付回答11の内容が、建築用語の常識とは異なりますので、新設と増設の定義について再度確認させてください。</p> <p>左記の箇所において、「施設の【新設】は予算・人員等を新たに確保する必要が生じることから、【増設】を優先的に検討する」、「施設建設種別：【新設】または既存棟への【増設】」とありますが、「新設とは、既存棟とは別の敷地または既存棟の用途とは異なる建物を新たに建設すること」、「増設とは、既存棟と同じ敷地に既存棟の用途と不可分の建物を新たに建設すること」と解釈してよろしいでしょうか。例えば、下記の解釈で相違ないでしょうか。</p> <p>① 別敷地または異なる用途の建物→【新設】</p>  <p>② 同一敷地の用途不可分の建物→【増設】</p> <p>新たに建設する建物が、規模の大小や構造の連続性に関わりなく、既存棟と用途上の関連があること</p> 	<p>本調査では以下のとおりと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新設」とは、組織がないところに、新たに当該組織と建物を設置すること。 ・「増設」は、既存の組織・建物があるなかで、追加的な機能・建物を設置すること。例示頂いた「①別敷地または異なる用途の建物」が含まれると考えます。 ・「改修」は既存棟への一定程度の工事が発生するもの。例示頂いた「②同一敷地の用途不可分の建物」の例で、既存棟に工事を要するものを想定しています。 <p>なお、「改修」では既存施設の横あるいは上に部屋を追加することが想定されますが、本調査での施設の計画の観点では、構造安全性の観点から「改修」における「上に部屋を追加」は想定していません。</p>
-----------	--	--	---

48	<p>第2章 特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項 P14、8)</p>	<p>「JICA の保健医療協力における各対象国の位置づけは以下のとおり。協力パッケージの規模・内容はこの位置づけを念頭に検討すること。」とありますが、施設チーム、機材チームに振り分ける際に、これらの位置づけ(重点国、協力対象国、広域カバー国)をバランスよく網羅する必要がありますでしょうか。既に施設チームに該当する国、機材チームに該当する国という位置づけがある場合は、ご教示ください。</p>	<p>必ずしも対象国の位置づけで施設／機材に振り分ける必要はありません。また、施設／機材の区分についてはまだ決定していません。</p>
49	<p>第2章 特記仕様書案 3. 調査実施上の留意事項 P15、10) 4. 調査の内容 【第一次国内作業】 P15、(1)(2)</p>	<p>第一次国内作業の内容に、「既存協力の成果拡大のための医療施設・機材・遠隔医療のニーズの確認」「保健医療施設に関する計画の確認」など、保健医療分野の詳細な情報の入手と分析が必要となります。現地渡航が遅延しない場合でも、第一次現地調査の前に対象施設の状況を的確に把握することは短期間に効率的な調査を実施する上で不可欠ですので、国内作業段階で現地リソースの活用は必要であると考え、配置する方向で検討をしています。今回は、国内作業段階で現地リソースの配置は行わないことで日本人だけで対応することになりますでしょうか。</p>	<p>企画競争説明書に記載の調査を行うために、国内作業時の現地リソースの活用が必要の場合には、本見積りに計上ください。 質問回答30、42も併せてご確認をお願いします。</p>
		<p>以上、12月1日回答</p>	
50	<p>P23-24 企画競争説明書</p>	<p>評価対象者につきまして、P23-24の1(3)2)には「建築計画」と記載されていますが、P24 2(3)</p>	<p>「建築設計」を正とし、「建築計画」を「建築設計」に訂正いたします。</p>

	<p>第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>1. プロポーザルに記載されるべき事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>P28</p> <p>別紙:プロポーザル評価配点表</p>	<p>2) 及び P28 プロポーザル評価配点表には「建築設計」と記載されています。</p> <p>「建築計画」と「建築設計」のどちらが正でしょうか。</p>	
		<p>以上、12月2日回答</p>	
51	<p>P13</p> <p>3. (1)5)及び P17 4. (9)</p>	<p>機材案件は 5 か国・各 1 案件の案件絞り込みが指示されているが、施設案件については、国・案件数の目安はあるか。</p>	<p>機材案件の5か国・各1案件というのは迅速な案件件成を目指すための目安であり、施設・機材案件ともに迅速性にこだわらない案件形成については件数の目安はなく、基本的に全ての対象国について検討する予定です。</p>
52	<p>P13</p> <p>3. (1)4)及び 11 月 25 日の質問通番号 17 へのご回答</p>	<p>機材中心に調査する国と施設中心に調査する国をそれぞれ 11 か国に分けて重複はしないとのことであるが、前者 11 か国においては施設案件は対象外、後者 11 か国においては機材案件は対象外ということか。</p>	<p>複合案件の形成も可能です。</p>
53	<p>P14</p> <p>3. (1)8)</p>	<p>広域カバー国は現状個別案件がある国もあると思われるが、今後は「広域協力や研修事業を活用し保健医療協力を行う」とし、本調査の協力パッケージにおいても個別案件の提案はしないとの理解で正しいか。</p>	<p>対象国の状況に応じ、優良と判断される案件があれば個別案件の提案も可能です。</p>
54	<p>P24</p> <p>第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項</p>	<p>評価対象業務従事予定者の語学能力の認定証についてお伺いいたします。現在 TOEIC 公開テストは主催者側のコロナ対策により、抽選方</p>	<p>本案件については、TOEIC の IP テストも、語学評価の参考といたします。その場合は、「新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案し</p>

	<p>1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)評価対象業務従事予定者の経歴 c) 語学能力: 英語</p>	<p>式で受講者の人数制限が行われており、申し込みを行っても、受験できない状況が続いております。本件の提出期限までに認定証の取得ができない場合、以下 HP で記載されているとおり、暫定的な措置として、TOEIC IP テストのスコアシートを語学認定書に準じて取り扱いいただきたく、お願い申し上げます。 https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00000qsv32-att/20200619_01.pdf</p>	<p>たコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について」(https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00000qsv32-att/20200619_01.pdf)を参考の上、TOEIC IP テスト結果を用いることを希望する際は、TOEIC 公開テスト等ガイドラインで定めている資格を受験できない理由、今回参考として提出したい最新の IP テスト結果(受験日、受験者名等も含む)をプロポーザルに添付ください。理由の記載や資料の添付がないものにつきましては、語学評価の対象としないのでご注意ください。</p>
--	---	---	--

以上